地方債関係法令

・地方自治法（昭和２２年法律第６７号）（抄）

（地方債）

第２３０条　普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起こすことができる。

２　前項の場合において、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、予算でこれを定めなければならない。

（一時借入金）

第２３５条の３　普通地方公共団体の長は、歳出予算内の支出をするため、一時借入金を借り入れることができる。

２　前項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、予算でこれを定めなければならない。

３　第１項の規定による一時借入金は、その会計年度の歳入をもつて償還しなければならない。

・地方財政法（昭和２３年法律第１０９号）（抄）

（地方債の制限）

第５条　地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

一　交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業（以下「公営企業」という。）に要する経費の財源とする場合

二　出資金及び貸付金の財源とする場合（出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。）

三　地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合

四　災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合

五　学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。）及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合

（地方債の償還年限）

第５条の２　前条第５号の規定により起こす同号の建設事業費に係る地方債の償還年限は、当該地方債を財源として建設した公共施設又は公用施設の耐用年数を超えないようにしなければならない。当該地方債を借り換える場合においても、同様とする。

（地方債の協議等）

第５条の３　地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

２　前項の規定による協議は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法その他政令で定める事項を明らかにして行うものとする。

３　実質公債費比率が政令で定める数値未満である地方公共団体（実質赤字額が政令で定める額を超えるもの、連結実質赤字比率が政令で定める数値を超えるもの又は将来負担比率が地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２条第５号の規定に基づく政令で定める数値以上のものを除く。第５項及び第６項において「協議不要対象団体」という。）は、政令で定める公的資金（以下この条において「特定公的資金」という。）以外の資金をもつて地方債を起こし、又は特定公的資金以外の資金をもつて起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合（特定公的資金をもつて起こすことについて、第１項の規定による協議において同意を得、又は次条第１項若しくは第３項から第５項まで若しくは同法第１３条第１項に規定する許可を得た地方債の資金を変更し、第７項に規定する公的資金以外の資金をもつて地方債を起こそうとする場合を除く。）には、第１項の規定にかかわらず、同項の規定による協議をすることを要しない。

４　前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　実質公債費比率　政令で定める地方債に係る元利償還金（政令で定めるものを除く。以下この号において「地方債の元利償還金」という。）の額と地方債の元利償還金に準ずるものとして政令で定めるもの（以下この号において「準元利償還金」という。）の額との合算額から地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額と地方交付税法（昭和２５年法律第２１１号）の定めるところにより地方債の元利償還金及び準元利償還金に係る経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額（特別区にあつては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。以下この号において「算入公債費等の額」という。）との合算額を控除した額を標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値で当該年度前３年度内の各年度に係るものを合算したものの３分の１の数値

二　実質赤字額　当該年度の前年度の歳入（政令で定めるところにより算定した歳入をいう。以下この号において同じ。）が歳出（政令で定めるところにより算定した歳出をいう。以下この号において同じ。）に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた

額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額

三　連結実質赤字比率　地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２条第２号に規定する連結実質赤字比率

四　将来負担比率　地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２条第４号に規定する将来負担比率

5　次に掲げる公営企業を経営する協議不要対象団体は、特定公的資金以外の資金をもつて当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起こし、又は特定公的資金以外の資金をもつて起こそうとし、若しくは起こした当該公営企業に要する経費の財源とする地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第３項の規定にかかわらず、第１項の規定による協議をしなければならない。

一　地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２条第１項に規定する地方公営企業及び地方公営企業以外の企業で同条第２項又は第３項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用するもので、政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額を超えるもの

二　前号に掲げるもののほか、第６条に規定する公営企業で政令で定めるもののうち政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額を超えるもの

6　協議不要対象団体は、特定公的資金以外の資金をもつて地方債を起こし、又は特定公的資金以外の資金をもつて起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合において第３項の規定により第１項の規定による協議をしないときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法その他政令で定める事項を総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

7　地方公共団体は、次の各号に掲げる地方債についてのみ、当該各号に定める公的資金（政令で定める公的資金をいう。以下この項において同じ。）を借り入れることができる。

一　第１項の規定による協議において総務大臣又は都道府県知事の同意を得た地方債　当該同意に係る公的資金

二　前項の規定による届出がされた地方債のうち、総務大臣又は都道府県知事が第１項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められる地方債　当該届出に係る特定公的資金以外の公的資金

8　前項各号に掲げる地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法第７条の定めるところにより、同条第２号の地方団体の歳出総額の見込額に算入されるものとする。

９　地方公共団体が、第１項の規定による協議の上、総務大臣又は都道府県知事の同意を得ないで、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、当該地方公共団体の長は、その旨をあらかじめ議会に報告しなければならない。ただし、地方公共団体の長において特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認める場合その他政令で定める場合には、当該地方公共団体が、当該同意を得ないで、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した後に、次の会議においてその旨を議会に報告することをもつて足りる。

１０　総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第１項の規定による協議における同意並びに次条第１項及び第３項から第５項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第１３条第１項に規定する許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め、並びに第７項各号に掲げる地方債並びに次条第１項及び第３項から第５項まで並びに同法第１３条第１項の規定により許可をする地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類を作成し、これらを公表するものとする。

１１　総務大臣は、第１項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債についての関与の特例）

第５条の４　次に掲げる地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第１項の規定による協議又は同条第６項の規定による届出をすることを要しない。

一　前条第４項第２号に規定する実質赤字額が政令で定めるところにより算定した額以上である地方公共団体

二　前条第４項第１号に規定する実質公債費比率が政令で定める数値以上である地方公共団体

三　地方債の元利償還金の支払を遅延している地方公共団体

四　過去において地方債の元利償還金の支払を遅延したことがある地方公共団体のうち、将来において地方債の元利償還金の支払を遅延するおそれのあるものとして政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの

五　前条第１項の規定による協議をせず、若しくは同条第６項の規定による届出をせず、又はこの項及び第３項から第５項までの規定による許可を受けずに、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した地方公共団体のうち、政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの

六　前条第１項の規定による協議をし、若しくは同条第６項の規定による届出をし、又はこの項及び第３項から第５項までの規定による許可を受けるに当たつて、当該協議若しくは届出又は許可に関する書類に虚偽の記載をすることその他不正の行為をした地方公共団体のうち、政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの

２　総務大臣は、前項第４号から第６号までの規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、政令で定めるところにより、当該指定を解除するものとする。

３　経営の状況が悪化した公営企業で次に掲げるものを経営する地方公共団体（第１項各号に掲げるものを除く。）は、当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第１項の規定による協議又は同条第６項の規定による届出をすることを要しない。

一　地方公営企業法第２条第１項に規定する地方公営企業のうち繰越欠損金があるもの並びに地方公営企業以外の企業で同条第２項又は第３項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用するもののうち繰越欠損金があるもの及び当該年度において新たに同法の規定の全部又は一部を適用したもので、政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額以上であるもの

二　前号に掲げるもののほか、第６条に規定する公営企業で政令で定めるもののうち政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額以上であるもの

４　普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体（第１項各号に掲げるものを除く。）は、第５条第５号に規定する経費の財源とする地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第１項の規定による協議又は同条第６項の規定による届出をすることを要しない。

５　地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第５条第２項に掲げる税のうち同法第７３４条第１項及び第２項（第２号に係る部分に限る。）の規定により都が課するもの（特別土地保有税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である場合において、特別区（第１項各号に掲げるもの及び前項の規定により許可を受けなければならないものとされるものを除く。）は、第５条第５号に規定する経費の財源とする地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、都知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第１項の規定による協議又は同条第６項の規定による届出をすることを要しな

い。

６　前条第１項ただし書の規定は、第１項及び第３項から前項までの規定により許可を受けなければならないものとされる場合について、同条第７項（第１号に係る部分に限る。）の規定は、第１項及び第３項から前項までに規定する許可を得た地方債について、同条第８項の規定は、第１項及び第３項から前項までに規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について、それぞれ準用する。

７　総務大臣は、第１項、第３項及び第４項の総務大臣の許可並びに第１項第４号から第６号までの規定による指定及び第２項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（証券発行の方法による地方債）

第５条の５　地方公共団体は、証券を発行する方法によつて地方債を起こす場合においては、政令の定めるところにより、募集、売出し又は交付の方法によることができる。

２　前項の証券は、割引の方法によつて発行することができる。

（会社法の準用）

第５条の６　会社法（平成１７年法律第８６号）第６８３条、第７０１条、第７０５条第１項から第３項まで及び第７０９条の規定は、前条第１項の地方債について準用する。この場合において、これらの規定中「会社」とあるのは「地方公共団体」と、「社債原簿管理人」とあるのは「地方債原簿管理人」と、「社債原簿」とあるのは「地方債原簿」と、「社債管理者」とあるのは「地方債の募集又は管理の委託を受けた者」と、「社債権者」とあるのは「地方債権者」と、「社債券」とあるのは「地方債証券」と読み替えるものとする。

（地方債証券の共同発行）

第５条の７　証券を発行する方法によつて地方債を起こす場合においては、２以上の地方公共団体は、議会の議決を経て共同して証券を発行することができる。この場合においては、これらの地方公共団体は、連帯して当該地方債の償還及び利息の支払いの責めに任ずるものとする。

（政令への委任）

第５条の８　第５条から前条までに定めるもののほか、地方債の発行に関し必要な事項は、政令で定める。

（事務の区分）

第３０条の３　都道府県が第５条の３第１項の規定により処理することとされている事務（都道府県が申出を受けた協議に係るものに限る。）、同条第６項の規定により処理することとされている事務（都道府県に対する届出に係るものに限る。）、同条第７項（第１号に係る部分に限る。）の規定により処理することとされている事務（都道府県の行う同意に係るものに限る。）、第５条の４第１項、第３項及び第４項の規定により処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）並びに同条第５項の規定によ

り処理することとされている事務は、地方自治法第２条第９項第１号に規定する第１号法定受託事務とする。

附　則（抄）

（地方税の減収に伴う地方債の特例）

第３３条の５の３　地方公共団体は、当分の間、各年度において、都道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事業税の減収により、市町村にあつては市町村民税の法人税割及び地方税法第７１条の２６の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金の減収により、第５条ただし書の規定によつて地方債を起こしても、なお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合には、その不足額に充てるため、同条の規定にかかわらず、当該不足を生ずると認められる額として総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。

（地方法人特別税等に関する暫定措置法の施行に伴う地方債の特例）

第３３条の５の６　都道府県は、当分の間、各年度において地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成２０年法律第２５号）の施行による減収額がある場合においては、当該減収額を埋めるため、第５条の規定にかかわらず、当該減収額を勘案して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。

（公共施設等の除却に係る地方債の特例）

第３３条の５の８　地方公共団体は、当分の間、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物（公営企業に係るものを除く。以下この条において「公共施設等」という。）の除却であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第５条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。

（地方税法の改正に伴う地方債の特例）

第３３条の５の９　地方公共団体は、当分の間、各年度において、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成２４年法律第６９号）、地方税法等の一部を改正する法律（平成２６年法律第４号）及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成２８年法律第１３号）の施行により、都道府県にあつては道府県民税の法人税割の減収額及び法人事業税交付金の交付額の合算額が地方消費税の増収額を超える場合には、市町村にあつては市町村民税の法人税割の減収額が法人事業税交付金の収入額及び地方消費税交付金の増収額の合算額を超える場合には、これらの減収により財政の安定が損なわれることのないよう、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、第５条の規定にかかわらず、総務省令で定めると

ころにより算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。

（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律等の施行等に伴う地方債の特例）

第３３条の５の１０　都道府県は、当分の間、各年度において、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成３１年法律第４号）及び地方税法等の一部を改正する法律（平成３１年法律第２号）の施行並びに平成２８年地方税法等改正法附則第３１条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前暫定措置法第３章の規定により、法人の行う事業に対する事業税の減収額が特別法人事業譲与税の収入額を超える場合には、これによる減収額を埋めるため、第５条の規定にかかわらず、当該減収額を勘案して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。

（河川等におけるしゆんせつ等に係る地方債の特例）

第３３条の５の１１　地方公共団体は、令和２年度から令和１１年度までの間に限り、河川（河川法（昭和３９年法律第１６７号）第３条第１項に規定する河川（同法第１００条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）及び同法第１００条の２第１項に規定する普通河川をいう。）、ダム（同法第３条第２項に規定する河川管理施設であるダムをいう。）、砂防設備（砂防法（明治３０年法律第２９号）第１条に規定する砂防設備をいう。）、治山事業（森林法（昭和２６年法律第２４９号）第１０条の１５第４項第４号に規定する治山事業をいう。）により設置された施設、農業用ため池（農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成３１年法律第１７号）第２条第１項に規定する農業用ため池をいう。）その他総務省令で定める施設において実施されるしゆんせつ及び樹木の伐採（以下この条において「河川等におけるしゆんせつ等」という。）に係る事業であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における河川等におけるしゆんせつ等に関する計画に基づいて行われるものに要する経費のうち総務省令で定めるものの財源に充てるため、第５条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。

（情報システム又は情報通信機器の整備に係る地方債の特例）

第３３条の５の１４　地方公共団体は、令和７年度から令和１１年度までの間に限り、住民の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の効率化又は地域社会の諸課題の解決に寄与する情報システム又は情報通信機器の整備に係る事業で総務省令で定めるものであつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における情報通信技術の活用の推進に関する計画に基づいて行われるものに要する経費のうち総務省令で定めるものの財源に充てるため、第５条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。

（サービスの提供の在り方の見直し等による公営企業の廃止に係る地方債の特例）

第３３条の５の１５　地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下この条において同じ。）は、当分の間、次項各号に掲げる公営企業（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２条第２号イに規定する公営企業に限る。以下この項及び次項において同じ。）について次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、当該公営企業の全部

又は一部を廃止しようとするときは、特定経費の財源に充てるため、第５条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。

一　当該地域において、当該公営企業により現に提供されているサービスと同種のサービスが持続的に提供されるよう、そのサービスの提供の在り方を見直す必要があるとき。

二　前号に掲げるもののほか、当該地域の地理的条件及び社会的状況からみて、当該公営企業によるサービスの提供の継続が困難であるとき。

２　前項に規定する特定経費とは、次の各号に掲げる公営企業の区分に応じ、当該各号に定める経費をいう。

一　当該地方公共団体が経営する公営企業　当該公営企業の全部又は一部の廃止に伴い一般会計又は他の特別会計において一時に負担する必要があると認められる経費として総務省令で定める経費

二　当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合が経営する公営企業　当該公営企業の全部又は一部の廃止に伴い当該地方公共団体が当該地方公共団体の組合に対して交付する負担金又は補助金のうち、前号に定める経費に相当する経費の財源に充てる必要があると認められるものとして総務省令で定めるもの

３　地方公共団体は、第１項の規定による地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。）を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第５条の３第１項及び第６項並びに第５条の４第１項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

４　地方公共団体は、前項に規定する許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

５　第３項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、第２項各号に掲げる公営企業の経営の現況及び将来の見通し並びに第１項各号のいずれかに該当すると認められる理由その他総務省令で定める事項を記載した申請書を提出しなければならない。

６　第５条の３第７項（第１号に係る部分に限る。）の規定は、第３項に規定する許可を得た地方債について、同条第８項の規定は、第３項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について、それぞれ準用する。

７　総務大臣は、第３項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

８　第３項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第２条第９項第１号に規定する第１号法定受託事務とする。

（石綿健康等被害防止事業に係る地方債の特例）

第３３条の６の３　地方公共団体が石綿による人の健康又は生活環境に係る被害の防止に資する事業で総務省令で定めるものを行うために要する経費については、第５条の規定にかかわらず、当分の間、地方債をもつてその財源とすることができる。

（地方債の許可の基準等の特例）

第３３条の８の２　当分の間、第５条の３第１０項の規定の適用については、同項中「第５項まで」とあるのは、「第５項まで並びに第３３条の５の１５第３項」とする。

・地方財政法施行令（昭和２３年政令第２６７号）（抄）

（法第５条第５号の政令で定める法人）

第１条　地方財政法（以下「法」という。）第５条第５号に規定する国又は地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、国、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の全額出資に係る法人が資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下この条において「資本金等」という。）の２分の１以上を出資し、かつ、国又は地方公共団体が資本金等の３分の１以上を出資している法人とする。

（地方債の協議の相手方等）

第２条　法第５条の３第１項の規定による協議は、第１号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣に、第２号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事にするものとする。

一　都道府県若しくは地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市（以下「指定都市」という。）（以下この項において「都道府県等」という。）又は地方公共団体の組合で都道府県等が加入するもの

二　市町村（指定都市を除き、特別区を含む。以下この号において同じ。）又は地方公共団体の組合で市町村が加入するもの（都道府県等が加入するものを除く。）

２　法第５条の３第１項の規定による協議をしようとする地方公共団体は、起債の目的となる事業の内容に応じて総務大臣が定める区分（以下「事業区分」という。）ごとに次条に規定する事項を記載した協議書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。

３　都道府県知事は、法第５条の３第１項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

４　総務大臣は、法第５条の３第１項又は前項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。ただし、当該同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

５　総務大臣は、第３項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債の協議において明らかにすべき事項）

第３条　法第５条の３第２項に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　地方債をもつてその経費の財源とする事業（次号及び第１８条において「起債対象事業」という。）に要する経費の総額

二　起債対象事業に要する経費に充てる財源の内訳

三　地方債の資金の借入先

四　当該協議に係る地方公共団体が当該年度において起こす地方債の予定額の総額

五　当該協議に係る地方公共団体の決算の状況

六　その他参考となるべき事項

（協議不要対象団体の判定のための実質公債費比率の数値）

第４条　法第５条の３第３項に規定する実質公債費比率に係る政令で定める数値は、１００分の１８とする。

（協議不要対象団体の判定のための実質赤字額の額）

第５条　法第５条の３第３項に規定する実質赤字額に係る政令で定める額は、０とする。

（協議不要対象団体の判定のための連結実質赤字比率の数値）

第６条　法第５条の３第３項に規定する連結実質赤字比率に係る政令で定める数値は、０とする。

（特定公的資金の種類）

第７条　法第５条の３第３項に規定する政令で定める公的資金は、次に掲げる資金とする。

一　財政融資資金（地方公共団体が次に掲げる者に対して、それぞれ次に定める費用に充てるため、貸付けを行う場合に必要となる資金を除く。）

イ　国土交通大臣が港湾法施行令（昭和２６年政令第４号）第２条に規定する基準に適合すると認める者　港湾法（昭和２５年法律第２１８号）第５５条の７第１項の規定による資金の貸付けが行われる同条第２項に規定する特定用途港湾施設の建設又は改良に要する費用

ロ　港湾法第４３条の１１第１２項に規定する港湾運営会社　同法第５５条の９第１項の規定による資金の貸付けが行われる同項に規定する港湾施設の建設又は改良に要する費用

ハ　独立行政法人奄美群島振興開発基金　奄美群島振興開発特別措置法（昭和２９年法律第１８９号）第５２条第１項第２号又は第３号に掲げる業務に要する費用

ニ　地方道路公社法（昭和４５年法律第８２号）第１条に規定する地方道路公社　道路整備特別措置法（昭和３１年法律第７号）第２０条第１項の規定による資金の貸付けが行われる同法第１２条第１項の許可に係る同項に規定する指定都市高速道路の新設又は改築に要する費用

ホ　独立行政法人空港周辺整備機構　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和４２年法律第１１０号）第３３条の規定による資金の貸付けが行われる同法第２８条第１項第２号に掲げる業務に要する費用

ヘ　特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和５６年法律第２８号）第３条第３項に規定する指定会社　同法第６条第１項の規定による資金の貸付けが行われる同法第２条第１項に規定する外貿埠頭の建設又は改良に要する費用

二　地方公共団体金融機構の資金

（実質公債費比率の算定に用いる地方債）

第１０条　法第５条の３第４項第１号に規定する政令で定める地方債は、一般会計及び特別会計のうち公営企業（法第５条第１号に規定する公営企業をいう。以下同じ。）に係る収入及び支出を経理する特別会計以外のもの（第１２条第２号及び第３０条第１項において「一般会計等」という。）の歳出の財源に充てるために起こした地方債とする。

（実質公債費比率の算定に用いない元利償還金）

第１１条　法第５条の３第４項第１号に規定する政令で定める元利償還金は、次に掲げるものとする。

一　地方債の元金償還金のうち、償還期限を繰り上げて償還を行つたもの

二　地方債の元金償還金のうち、借換債（地方債の借換えのために要する経費の財源とするために起こした地方債をいう。）を財源として償還を行つたもので前号に掲げるもの以外のもの

三　満期一括償還地方債（償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして起こした地方債のうち、総務省令で定めるもの以外のものをいう。以下この号及び次条第１号において同じ。）の元金償還金のうち、前２号に掲げるもの以外のもの（満期一括償還地方債の償還に必要な資金の額と減債基金（地方債の償還の財源に充てるため地方自治法第２４１条の規定により設けられた基金をいう。次号において同じ。）に満期一括償還地方債の償還の財源として積み立てた額との差額を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額に相当する部分を除く。）

四　地方債の利子の支払金のうち、減債基金の運用によつて生じた利子その他の収入金を財源として支払を行つたもの

（実質公債費比率の算定に用いる準元利償還金）

第１２条　法第５条の３第４項第１号に規定する地方債の元利償還金に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　満期一括償還地方債について償還期間を３０年とする元金均等年賦償還の方法により償還することとした場合における当該満期一括償還地方債の１年当たりの元金償還金に相当するものとして総務省令で定めるもの

二　一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰入金のうち、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められるものとして総務省令で定めるもの

三　当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合に対する負担金又は補助金のうち、当該地方公共団体の組合が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるものとして総務省令で定めるもの

四　地方自治法第２１４条に規定する債務負担行為に基づく支出のうち、法第５条各号に規定する経費の支出で総務省令で定めるもの及び利子補給に要する経費の支出

五　一時借入金の利子

（標準的な規模の収入の額）

第１３条　法第５条の３第４項第１号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。

一　都　イ及びロに掲げる額の合算額

イ　地方交付税法（昭和２５年法律第２１１号）第１０条の規定により算定した普通交付税の額、都の全区域を道府県とみなして同法第１４条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び航空機燃料譲与税の収入見込額（以下イ及び次号において「特定収入見込額」という。）を控除した額の７５分の１００に相当する額並びに特定収入見込額の合算額

ロ　特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第１４条の規定により算定した地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第５条第２項各号に掲げる税のうち同法第７３４条第１項及び第２項第２号の規定により都が課する税（以下ロにおいて「調整税」という。）並びに同法第７３５条第１項の規定により都が課する同法第５条第５項の税の収入見込額から調整税に係る当該収入見込額に地方自治法第２８２条第２項に規定する条例で定める割合を乗じて得た額を控除した額の７５分の１００に相当する額、特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第１４条の規定により算定した特別とん譲与税の収入見込額並びに特別区の存する区域を市町村とみなして同条の規定により算定した国有資産等所在市町村交付金の収入見込額の７５分の１００に相当する額の合算額

二　道府県　地方交付税法第１０条の規定により算定した普通交付税の額、同法第１４条の規定により算定した基準財政収入額から特定収入見込額を控除した額の７５分の１００に相当する額及び特定収入見込額の合算額

三　指定都市　地方交付税法第１０条の規定により算定した普通交付税の額、同法第１４条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税及び石油ガス譲与税の収入見込額（以下この号において「特定収入見込額」という。）を控除した額の７５分の１００に相当する額並びに特定収入見込額の合算額

四　市町村（指定都市を除く。）　地方交付税法第１０条の規定により算定した普通交付税の額、同法第１４条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び地方揮発油譲与税の収入見込額（以下この号において「特定収入見込額」という。）を控除した額の７５分の１００に相当する額並びに特定収入見込額の合算額

五　特別区　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第２１０条の１２第１項及び第２項の規定により算定した普通交付金の額、これらの規定により算定した基準財政収

入額からこれらの規定により算定した自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び地方揮発油譲与税の収入見込額（以下この号において「特定収入見込額」という。）を控除した額の８５分の１００に相当する額並びに特定収入見込額の合算額

（実質赤字額の算定に用いる歳入及び歳出の算定方法）

第１４条　法第５条の３第４項第２号に規定する政令で定めるところにより算定した歳入又は歳出は、一般会計及び特別会計のうち次に掲げるもの以外のものに係る歳入又は歳出で、これらの一般会計及び特別会計相互間の重複額を控除した純計によるものとする。

一　法適用企業（地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する公営企業をいう。以下同じ。）に係る特別会計

二　法非適用企業（第４６条各号に掲げる事業を行う公営企業のうち、法適用企業以外のものをいう。以下同じ。）に係る特別会計

三　前２号に掲げるもののほか、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、農業共済事業その他事業の実施に伴う収入をもつて当該事業に要する費用を賄うべきものとして総務省令で定める事業に係る特別会計

（起債に協議を要する法適用企業の判定のための資金の不足額の算定方法等）

第１５条　法第５条の３第５項第１号の政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額は、第１号及び第２号に掲げる額の合算額が第３号に掲げる額を超える場合において、その超える額とする。

一　当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第１５条第２項の流動負債（以下この号及び次号において「流動負債」という。）の額から次に掲げる額の合算額を控除した額

イ　建設改良費等（公営企業の建設又は改良に要する経費及び当該経費に準ずる経費として総務省令で定める経費をいう。以下この号、次号及び次条第１項第３号において同じ。）の財源に充てるために起こした地方債のうち、当該年度の前年度の末日において流動負債として整理されているものの額

ロ　建設改良費等の財源に充てるためにした他の会計からの長期借入金のうち、当該年度の前年度の末日において流動負債として整理されているものの額

ハ　当該年度の前年度の末日における一時借入金又は未払金で建設改良費等に係るもののうち、その支払に充てるため当該年度において地方債を起こすこととしているもの又は他の会計からの長期借入金をすることとしているものの額

二　当該年度の前年度の末日における建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高から当該地方債のうち同日において流動負債として整理されているものの現在高を控除した額

三　当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令第１４条の流動資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越

した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額を控除した額

２　法第５条の３第５項第１号の政令で定めるところにより算定した額は、０とする。

（起債に協議を要する法非適用企業の判定のための資金の不足額の算定方法等）

第１６条　法第５条の３第５項第２号の政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額は、次に掲げる額の合算額とする。

一　当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額

二　実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額から、これらの支払又は事業の財源に充当することができる特定の歳入で当該年度の前年度に収入されなかつた部分に相当する額を控除した額

三　当該年度の前年度の末日における建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

２　法第５条の３第５項第２号の政令で定めるところにより算定した額は、０とする。

（地方債の届出の相手方等）

第１７条　法第５条の３第６項の規定による届出は、第２条第１項第１号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣に、同項第２号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事にするものとする。

２　法第５条の３第６項の規定による届出をしようとする地方公共団体は、事業区分ごとに次条に規定する事項を記載した届出書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。

３　都道府県知事は、法第５条の３第６項の規定による届出を受けたときは、当該届出を取りまとめ、総務大臣の定める期間内に、総務大臣に報告しなければならない。

４　総務大臣は、法第５条の３第６項の規定による届出又は前項の規定による報告を受けたときは、当該届出又は報告に係る地方債の限度額及び資金を財務大臣に通知するものとする。ただし、当該届出又は報告に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合については、この限りでない。

（地方債の届出において明らかにすべき事項）

第１８条　法第５条の３第６項に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　起債対象事業に要する経費の総額

二　起債対象事業に要する経費に充てる財源の内訳

三　地方債の資金の借入先

四　当該届出に係る地方公共団体が当該年度において起こす地方債の予定額の総額

五　当該届出に係る地方公共団体の決算の状況

六　その他参考となるべき事項

（公的資金の種類）

第１８条の２　法第５条の３第７項に規定する政令で定める公的資金は、次に掲げる資金とする。

一　財政融資資金

二　地方公共団体金融機構の資金

三　前２号に掲げるもののほか、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第１項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成１１年法律第９１号）第４条第１項第９号の規定の適用を受けるものをいう。）が、法令の規定に基づき、特定の事業を行う地方公共団体に対して貸し付ける資金

（議会への事後報告で足りる場合）

第１９条　法第５条の３第９項ただし書に規定する政令で定める場合は、地方公共団体の議会が成立しない場合又は地方自治法第１１３条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないときとする。

（地方債計画等）

第２０条　法第５条の３第１０項に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第５条の３第１０項に規定する地方債における起債の目的となる事業の内容を参酌して総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額

二　法第５条の３第１０項に規定する地方債における地方債の償還の財源を参酌して総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額

三　法第５条の３第１０項に規定する地方債における地方債の資金に応じて総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額

２　総務大臣は、法第５条の３第１０項に規定する基準（第４項において「同意等基準」という。）を定めようとするときは、その基本的事項について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。

３　総務大臣は、法第５条の３第１０項に規定する書類（次項において「地方債計画」という。）を作成しようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。

４　総務大臣は、毎年度、地方債計画の内容を考慮し、事業区分ごとに、地方債充当率（地方公共団体が事業を行うに当たり、当該事業に係る経費のうち、地方債をもつてその財源とする部分の割合の上限となるべき率をいう。）を定め、同意等基準と併せてこれを公表するものとする。

（地方債の許可手続）

第２１条　法第５条の４第１項、第３項又は第４項の規定により、地方公共団体が地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第２条第１項第１号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第２号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

２　前項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、事業区分ごとに申請書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。

３　都道府県知事は、第１項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

４　総務大臣は、第１項に規定する許可又は前項に規定する同意をしようとするときは、当該許可又は同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。ただし、当該許可又は同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

５　総務大臣は、第３項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（起債許可団体の判定のための実質赤字額の額）

第２２条　法第５条の４第１項第１号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、第１３条各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該年度の前年度について、当該各号に定めるところにより算定した額（以下この項において「標準財政規模の額」という。）に４０分の１を乗じて得た額とする。ただし、地方公共団体の標準財政規模の額が、５００億円未満２００億円以上の場合にあつては標準財政規模の額に１０００億円を加えて得た額に１２０分の１を乗じて得た額とし、２００億円未満５０億円以上の場合にあつては標準財政規模の額に１００億円を加えて得た額に３０分の１を乗じて得た額とし、５０億円未満の場合にあつては標準財政規模の額に１０分の１を乗じて得た額とする。

（起債許可団体の判定のための実質公債費比率の数値）

第２３条　法第５条の４第１項第２号に規定する政令で定める数値は、１００分の１８とする。

（起債許可団体の指定の手続）

第２４条　総務大臣は、法第５条の４第１項第４号から第６号までの規定による指定に関し必要があると認めるときは、地方公共団体の長に対し、地方公共団体の財務に関係のある資料その他の資料の提出を求めることができる。

２　総務大臣は、法第５条の４第１項第４号から第６号までの規定により地方公共団体を指定しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。

一　第２条第１項第１号に掲げる地方公共団体　当該地方公共団体の長

二　第２条第１項第２号に掲げる地方公共団体　当該地方公共団体の長及び法第５条の３

第１項若しくは第６項又は第５条の４第１項若しくは第３項から第５項までの規定により当該地方公共団体の地方債の協議若しくは届出を受け又は許可をする都道府県知事

３　総務大臣は、法第５条の４第１項第４号から第６号までの規定により地方公共団体を指定したときは、その旨を告示するとともに、前項各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める者に通知しなければならない。

（起債許可団体の指定の解除についての準用）

第２５条　前条第１項及び第３項の規定は、法第５条の４第２項の規定による解除について準用する。

（起債に許可を要する法適用企業の判定のための資金の不足額の算定方法等）

第２６条　法第５条の４第３項第１号の政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額は、第１５条第１項第１号及び第２号に掲げる額の合算額が同項第３号に掲げる額を超える場合において、その超える額とする。

２　法第５条の４第３項第１号の政令で定めるところにより算定した額は、公営競技以外の事業を行う法適用企業にあつては当該年度の前年度の営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額に１０分の１を乗じて得た額とし、公営競技を行う法適用企業にあつては０とする。

（起債に許可を要する法非適用企業の判定のための資金の不足額の算定方法等）

第２７条　法第５条の４第３項第２号の政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額は、第１６条第１項各号に掲げる額の合算額とする。

２　法第５条の４第３項第２号の政令で定めるところにより算定した額は、当該年度の前年度の営業収益に相当する収入の額から受託工事収益に相当する収入の額を控除した額に１０分の１を乗じて得た額とする。

（都が課する税が標準税率未満である場合の特別区の地方債の許可手続）

第２８条　法第５条の４第５項に規定する許可を受けようとする特別区は、事業区分ごとに申請書を作成し、都知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。

２　都知事は、法第５条の４第５項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

３　総務大臣は、前項に規定する同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。ただし、当該同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合については、この限りでない。

４　総務大臣は、第２項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方公共団体の組合における起債の協議等についての特例）

第２９条　地方公共団体の組合についての法第５条の３の規定の適用については、同条第３項

に規定する協議不要対象団体（この項の規定により同条第３項に規定する協議不要対象団体とみなされる地方公共団体の組合を含む。）のみが加入する地方公共団体の組合を同項に規定する協議不要対象団体とみなす。

２　地方公共団体の組合についての法第５条の４の規定の適用については、同条第１項第１号に規定する地方公共団体（この項の規定により同号に規定する地方公共団体とみなされる地方公共団体の組合を含む。）が加入する地方公共団体の組合を同号に規定する地方公共団体と、同条第１項第２号に規定する地方公共団体（この項の規定により同号に規定する地方公共団体とみなされる地方公共団体の組合を含む。）が加入する地方公共団体の組合を同号に規定する地方公共団体とみなす。

（決算未提出期間における起債の協議等についての特例）

第３０条　地方自治法第２３３条第１項の規定により一般会計等の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における法第５条の３第３項及び第５条の４第１項の規定並びに第２２条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第５条の３第３項	実質公債費比率	当該年度の前年度の実質公債費比率
	実質赤字額	当該年度の前年度の実質赤字額
	連結実質赤字比率	当該年度の前年度の連結実質赤字比率
	将来負担比率	当該年度の前年度の将来負担比率
法第５条の４第１項第１号	前条第４項第２号	当該年度の前年度の前条第４項第２号
法第５条の４第１項第２号	前条第４項第１号	当該年度の前年度の前条第４項第１号
第２２条	前年度	前々年度

２　地方公営企業法第３０条第１項の規定により法適用企業に係る特別会計の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における法第５条の３第５項（第２号を除く。）及び第５条の４第３項（第２号を除く。）の規定並びに第１５条第１項及び第２６条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第５条の３第５項（第２号を除く。）	次に掲げる	当該年度の前年度において次に掲げる

	当該年度の前年度	当該年度の前々年度
法第５条の４第３項（第２号を除く。）	経営の	当該年度の前年度において経営の
	当該年度に	当該年度の前年度に
	当該年度の前年度	当該年度の前々年度
第１５条第１項	当該年度の前年度	当該年度の前々年度
	当該年度に	当該年度の前年度に
第２６条第１項	当該年度の前年度	当該年度の前々年度
	第１５条第１項第１号	第３０条第２項の規定により読み替えられた第１５条第１項第１号
第２６条第２項	当該年度の前年度	当該年度の前々年度

３　地方自治法第２３３条第１項の規定により法非適用企業に係る特別会計の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における法第５条の３第５項（第１号を除く。）及び第５条の４第３項（第１号を除く。）の規定並びに第１６条第１項及び第２７条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第５条の３第５項（第１号を除く。）	次に掲げる	当該年度の前年度において次に掲げる
	当該年度の前年度	当該年度の前々年度
法第５条の４第３項（第１号を除く。）	経営の	当該年度の前年度において経営の
	当該年度の前年度	当該年度の前々年度
第１６条第１項	当該年度の前年度	当該年度の前々年度
	当該年度の歳入	当該年度の前年度の歳入
	当該年度に	当該年度の前年度に
第２７条第１項	当該年度の前年度	当該年度の前々年度
	第１６条第１項各号	第３０条第３項の規定により読み替えられた第１６条第１項各号
第２７条第２項	当該年度の前年度	当該年度の前々年度

（地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合の総務省令への委任）

第３１条　当該年度の中途又は当該年度前４年度のいずれかの年度の中途において地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における法第５条の３及び第５条の４（これらの

規定を前条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（様式の総務省令への委任）

第３２条　第２条第２項の協議書、第１７条第２項の届出書並びに第２１条第２項及び第２８条第１項の申請書の様式は、総務省令で定める。

（募集の方法による地方債証券の発行）

第３３条　地方公共団体は、募集の方法によつて地方債証券を発行する場合においては、地方債証券申込証を作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　地方公共団体の名称

二　地方債証券の総額

三　地方債証券の発行の目的

四　地方債証券の券面金額

五　地方債証券の申込期日及び払込期日

六　地方債の利率

七　地方債の償還の方法及び期限

八　利息支払の方法及び期限

九　地方債証券の発行の価額

十　地方債証券を記名式又は無記名式に限つたときは、その旨

十一　地方債証券の募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

十二　地方債証券の応募額が総額に達しない場合において、その残額を引き受けることを契約した者があるときは、その旨

十三　法第５条の７の規定による地方債であるときは、その事実及び各地方公共団体の負担部分

十四　名義書換代理人を置いたときは、その氏名及び住所並びに営業所

２　地方債証券の募集に応じようとする者は、前項の地方債証券申込証に、その取得しようとする地方債証券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載するものとする。

（地方債証券の引受けの場合の特則）

第３４条　前条の規定は、契約により地方債証券の総額を引き受ける者がある場合においては、適用しない。地方債証券の募集の委託を受けた会社が自ら地方債証券の一部を引き受ける場合において、その一部についても、同様とする。

（地方債証券の応募額がその総額に達しない場合の特則）

第３５条　地方債証券の応募額が第３３条第１項の地方債証券申込証に記載した地方債証券の総額に達しない場合においても、当該地方債証券を成立させる旨を同項の地方債証券申込証に記載したときは、その応募額をもつて当該地方債証券の総額とする。

（地方債証券の払込み及び発行）

第３６条　地方公共団体は、地方債証券の募集が完了したときは、遅滞なく、各地方債証券につきその全額の払込みをさせなければならない。

２　地方公共団体は、前項の払込みがあつたときは、遅滞なく、地方債証券を発行しなければならない。

（売出しの方法による地方債証券の発行）

第３７条　地方公共団体は、売出しの方法によつて地方債証券を発行する場合においては、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一　第３３条第１項第１号から第４号まで、第６号から第８号まで、第１０号、第１３号及び第１４号に掲げる事項

二　地方債証券の売出しの期間

三　地方債証券の売出しの価額

四　地方債証券の売出しを委託した会社があるときは、その商号

五　次条に規定する事項

（地方債証券の売上額がその総額に達しない場合の特則）

第３８条　売出期間内に売り上げた地方債証券の総額が前条の規定により公告した地方債証券の総額に達しない場合においては、その売上総額をもつて当該地方債証券の総額とする。

（振替地方債への準用等）

第３９条　第３３条から第３５条まで、第３６条第１項、第３７条及び前条の規定は、社債、株式等の振替に関する法律（平成１３年法律第７５号）の規定の適用がある地方債（以下この条、次条及び第４３条第２項において「振替地方債」という。）を起こす場合について準用する。この場合において、第３３条第１項第４号中「券面金額」とあるのは「金額」と、同項第１０号中「地方債証券を記名式又は無記名式に限つたときは、その旨」とあるのは「社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用がある旨」と、同条第２項中「数」とあるのは「数、第３９条第２項に規定する振替口座」と読み替えるものとする。

２　前項において準用する第３４条の規定の適用がある場合においては、振替地方債を引き受けようとする者は、その引受けの際に、自己のために開設された当該振替地方債の振替を行うための口座（次項及び次条第２項において「振替口座」という。）を当該振替地方債を発行する地方公共団体に示さなければならない。

３　振替地方債の売出しに応じようとする者は、振替口座を当該振替地方債を起こす地方公共団体に示さなければならない。

（交付の方法による振替地方債の発行）

第４０条　地方公共団体は、交付の方法によつて振替地方債を起こす場合においては、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用がある旨を交付を受けようとする者に告げなければならない。

２　前項の場合において、振替地方債の交付を受けようとする者は、振替口座を当該振替地方

債を発行する地方公共団体に示さなければならない。

（地方債証券の記載事項）

第４１条　地方債証券には、次に掲げる事項を記載し、地方公共団体の長がこれに記名押印しなければならない。

一　第３３条第１項第１号から第４号まで、第６号から第８号まで、第１０号、第１１号、第１３号及び第１４号に掲げる事項

二　地方債証券の番号

三　地方債証券の発行の年月日

（地方債証券の記名式と無記名式との間の転換）

第４２条　地方公共団体は、地方債権者の請求があつたときは、その記名式の地方債証券を無記名式とし、又はその無記名式の地方債証券を記名式としなければならない。ただし、地方債証券を発行する場合においてあらかじめ記名式又は無記名式に限ることにしたときは、この限りでない。

（地方債証券原簿）

第４３条　地方公共団体は、その事務所に地方債証券原簿を備えて置かなければならない。

２　前項の地方債証券原簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　地方債証券又は振替地方債の発行の年月日

二　地方債証券又は振替地方債の数

三　地方債証券の番号

四　第３３条第１項第２号から第１１号まで、第１３号及び第１４号（これらの規定を第３９条第１項において準用する場合を含む。）に掲げる事項

五　振替地方債については、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用がある旨

六　元利金の支払に関する事項

３　地方公共団体は、地方債証券を記名式としたときは、前項に掲げる事項のほか、その地方債権者の氏名及び住所並びに取得の年月日を地方債証券原簿に記載し、又は記録しなければならない。

４　地方公共団体は、記名式の地方債証券が質権の目的となつた旨を質権設定者から通知を受けたときは、質権者の氏名及び住所を地方債証券原簿に記載し、又は記録しなければならない。

５　地方公共団体は、地方債証券原簿を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。）をもつて作成することができる。

（地方債証券の利札が欠けている場合の特則）

第４４条　　地方公共団体は、無記名式の地方債証券を償還する場合において、まだ支払期日

の到来していない利札で欠けているものがあるときは、これに相当する金額を償還額から控除するものとする。

２　前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、地方公共団体は、これに応じなければならない。

（国外地方債証券の特例）

第４５条　国外地方債証券（本邦以外の地域において発行する地方債証券をいう。以下同じ。）の発行、国外地方債証券の記名式と無記名式との間の転換、国外地方債証券に関する帳簿並びに欠けている利札のある国外地方債証券の償還及び当該利札の所持人に対する支払については、第３３条から前条までの規定にかかわらず、当該国外地方債証券の準拠法又は発行市場の慣習によることができる。

附　則（抄）

（サービスの提供の在り方の見直し等による公営企業の廃止に係る地方債の許可手続）

第３条　法第３３条の５の１５第３項の規定により、地方公共団体（同条第１項に規定する地方公共団体をいう。次項において同じ。）が同条第３項に規定する地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、都道府県又は指定都市にあつては総務大臣、市町村（指定都市を除き、特別区を含む。）にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

２　前項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、法第３３条の５の１５第５項に規定する申請書を提出しなければならない。

３　都道府県知事は、第１項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

４　総務大臣は、第１項に規定する許可又は前項に規定する同意をしようとするときは、当該許可又は同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。ただし、当該許可又は同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

５　総務大臣は、第３項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

・地方債に関する省令（平成１８年総務省令第５４号）（抄）

（地方債の協議を要しない場合）

第１条　地方財政法（昭和２３年法律第１０９号。以下「法」という。）第５条の３第１項ただし書（法第５条の４第６項において準用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　市町村等（地方財政法施行令（昭和２３年政令第２６７号。以下「令」という。）第２条第１項第２号に掲げる地方公共団体をいう。）が都道府県から借り入れる場合

二　地方債の発行について同意又は許可を得た地方債（法第５条の３第６項の規定による届出をした地方債を含む。次号において同じ。）の借入額を減額する場合

三　同意又は許可を得た地方債の発行に際して、借入先を変更する場合（令第７条で定める公的資金から令第１８条の２で定める公的資金以外の資金に借入先を変更する場合を除く。）、発行の方法を証券発行から証書借入れに変更し、若しくは証書借入れから証券発行に変更する場合、利率を引き下げる場合又は償還年限を短縮し、若しくは償還ペース（毎期当たりの償還金額に基づく実質的な償還期間及び同意若しくは届出又は許可において予定された借換えの額の発行額に対する割合を勘案した償還の進行の度合いをいう。以下この条において同じ。）を繰り上げる場合

四　同意又は許可を得て発行した地方債（法第５条の３第６項の規定による届出をして発行した地方債を含む。以下この条において同じ。）（あらかじめ借換えが予定されているものに限る。）について、当該同意若しくは届出又は許可において予定された借換えを行う場合

五　同意又は許可を得て発行した地方債について、償還年限を延長せず、かつ、償還ペースを遅延させない場合において、利率を引き上げないで借換えを行う場合（前号の規定による借換え、令第１８条の２で定める公的資金を借り入れた地方債の借換え又は第１号の規定により起こした地方債の借換えを行う場合を除く。）

六　同意又は許可を得て発行した地方債について、利率を引き下げる場合

七　財政融資資金又は地方公共団体金融機構の資金による地方債について、利率を、財務大臣又は地方公共団体金融機構の理事長が行う貸付利率の見直しによる見直し後の利率に変更する場合（利率見直し方式が適用されている場合に限る。）

八　償還期限を繰り上げて償還を行う場合

九　同意又は許可を得て発行した地方債について、償還年限を延長せず、かつ、償還ペースを遅延させないで償還方法を変更する場合

（満期一括償還地方債として取り扱わない地方債）

第２条　令第１１条第３号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　地方交付税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第３号）による改正前の法第３３条から第３３条の３までの規定に基づき平成６年度から平成８年度までにおいて起こした

地方債

二　公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源に充てるために起こした地方債（当該土地の購入に係る収入及び支出を経理する特別会計に係る地方債に限る。）

三　一般社団法人又は一般財団法人で阪神・淡路大震災に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるために平成７年度及び平成８年度において起こした地方債

四　一般社団法人又は一般財団法人で新潟県中越地震に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるために平成１６年度において起こした地方債

五　前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして総務大臣が認める地方債

（減債基金積立不足額を考慮して算定した額）

第３条　令第１１条第３号の総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定したものとする。

算式

Ａ×（１－（Ｂ／Ｃ））

Ｂ／Ｃの数値が１を超えるときは、その数値は１とする。

算式の符号

Ａ　当該年度に償還期限が満了した満期一括償還地方債に係る次条に規定するものの額に当該満期一括償還地方債の償還期間の年数を乗じて得た額又は当該満期一括償還地方債の元金償還金の額から借換債を財源として償還を行った部分に相当する額を控除した額のいずれか少ない額

Ｂ　当該年度の前年度の末日における減債基金の残高（満期一括償還地方債の償還の財源として積み立てた額に係るものに限る。以下「当該年度の前年度の減債基金残高」という。）

Ｃ　当該年度の前年度の末日において償還期限が満了していない満期一括償還地方債に係る次条に規定するものの額の当該年度の前年度の末日における累計額

２　当該年度の前年度の減債基金残高のうち年度を超えて一般会計又は特別会計に貸し付けられたものの額がある場合における前項の規定の適用については、当該額を当該年度の前年度の減債基金残高から控除するものとする。

（年度割相当額）

第４条　令第１２条第１号に規定する満期一括償還地方債の１年当たりの元金償還金に相当するものとして総務省令で定めるものは、満期一括償還地方債の元金償還金を３０（当該満期一括償還地方債が借換債である場合にあっては３０から借り換えられた地方債の償還期間の年数（当該借り換えられた地方債が借換債であったときは、当該借換債の発行される日以前

に借り換えられた地方債の償還期間の年数と当該借換債の償還期間の年数との合計数とする。）を控除した数）で除して得た額に相当するものとする。ただし、法第３３条の５の１２の規定に基づき起こした地方債の元金償還金の額は零とする。

（公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰入金）

第５条　令第１２条第２号に規定する総務省令で定めるものは、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたものとして総務大臣が調査した繰入金とする。

（地方公共団体の組合が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められる負担金又は補助金）

第６条　令第１２条第３号に規定する総務省令で定めるものは、当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合が起こした地方債の償還の財源に充てたものとして総務大臣が調査した負担金又は補助金とする。

（債務負担行為に基づく法第５条各号に規定する経費の支出）

第７条　令第１２条第４号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる経費の支出とする。

一　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第２条第４項に規定する選定事業に係る経費の支出のうち、公共施設又は公用施設の建設事業費及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）に係るもの

二　大規模な宅地開発又は住宅建設に関連して地方公共団体に代わって独立行政法人都市再生機構（中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成１６年法律第３５号）附則第３条第１項の規定により解散した旧地域振興整備公団、独立行政法人都市再生機構法（平成１５年法律第１００号）附則第４条第１項の規定により解散した旧都市基盤整備公団、同法附則第１８条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成１１年法律第７６号）附則第６条第１項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団並びに同法附則第１７条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和５６年法律第４８号）附則第６条第１項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第７条第１項の規定により解散した旧宅地開発公団を含む。）又は独立行政法人住宅金融支援機構法（平成１７年法律第８２号）附則第３条の規定により解散した旧住宅金融公庫の宅造融資を受けた者が行う公共施設又は公用施設の建設に要する費用のうち地方公共団体が負担する費用（割賦支払の方法によるものに限る。）に係る経費の支出

三　次に掲げる事業に対する負担金に係る経費の支出

イ　土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第８５条に規定する国営土地改良事業

ロ　国立研究開発法人森林研究・整備機構（独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成２０年法律第８号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成１４年法律第

１３０号）附則第４条第１項の規定により解散した旧緑資源公団、森林開発公団法の一部を改正する法律（平成１１年法律第７０号）附則第２条の規定により緑資源公団となった旧森林開発公団、同法附則第３条第１項の規定により解散した旧農用地整備公団及び農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和６３年法律第４４号）附則第２条の規定により農用地整備公団となった旧農用地開発公団を含む。）、独立行政法人水資源機構（独立行政法人水資源機構法（平成１４年法律第１８２号）附則第２条第１項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。第１２条第６号において同じ。）及び独立行政法人環境再生保全機構（独立行政法人環境再生保全機構法（平成１５年法律第４３号）附則第４条第１項の規定により解散した旧環境事業団及び公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成４年法律第３９号）附則第２条の規定により環境事業団となった旧公害防止事業団を含む。）の行う事業

四　地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）第３条に規定する地方公務員共済組合が建設する地方公務員に貸与する宿舎その他の施設の無償譲渡を受けるため、地方公務員共済組合に支払う賃借料に係る経費の支出

五　社会福祉法人が施設の建設に要する資金に充てるために借り入れた借入金の償還に要する費用の補助に係る経費の支出

六　地方公共団体が当該地方公共団体以外の者の債務について損失補償又は保証をしていた場合における当該損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出

七　地方公共団体が当該地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出

八　前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして総務大臣が認める経費の支出

（地方債の元利償還金及び準元利償還金に係る経費として基準財政需要額に算入された額）

第８条　法第５条の３第４項第１号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に定める額のうち地方債の元利償還金及び準元利償還金に係るものを合算した額とする。

一　地方交付税法（昭和２５年法律第２１１号）第１２条第１項の表の経費の種類の欄に掲げる経費として普通交付税に関する省令（昭和３７年自治省令第１７号）に定めるところにより基準財政需要額に算入された額

二　地方交付税法附則第５条第１項の表及び附則第６条第１項の表の経費の種類の欄に掲げる経費として普通交付税に関する省令に定めるところにより基準財政需要額に算入された額

三　普通交付税に関する省令第１２条第１項に規定する事業費補正により増加した基準財政需要額

四　普通交付税に関する省令第９条第１項に規定する密度補正により増加した基準財政需要額

（一般会計等に含まれない特別会計）

第９条　令第１４条第３号に規定する総務省令で定める事業は、老人保健医療事業、介護サービス事業、駐車場事業、交通災害共済事業、公営競技に関する事業、公立の大学又は公立の大学の医学部若しくは歯学部に附属する病院に関する事業及び有料道路事業とする。

（建設改良費に準ずる経費）

第１２条　令第１５条第１項第１号イに規定する公営企業の建設又は改良に要する経費（以下「建設改良費」という。）に準ずる経費として総務省令で定める経費は、次に掲げる経費とする。

一　出資金及び貸付金（出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費を含む。）

二　建設中の施設（事業の用に供する施設の建設に長期間を要するため経営上の収支に著しい影響が生ずる事業に係る施設で建設仮勘定に計上されているものに限る。）に係る地方債の元金償還金（国、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の全額出資に係る法人が資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下この条において「資本金等」という。）の２分の１以上を出資し、かつ、国又は地方公共団体が資本金等の３分の１以上を出資している法人（以下この条において「公共的団体等」という。）が建設中の施設に係る負担金（割賦支払の方法によるものに限る。）のうち元金償還金に準ずる経費を含む。）

三　供用開始後の施設のうち未利用のもの若しくは当該施設の利用率が著しく低いもの（想定する利用率に達するまでに長期間を要するため経営上の収支に著しい影響が生ずる事業に係るものに限る。）又は宅地造成事業に係る資産のうちいまだ売却されていないものに係る地方債の利子（公共的団体等が建設した供用開始後の施設に係る負担金（割賦支払の方法によるものに限る。）のうち利子に準ずる経費を含む。）

四　次に掲げる経費であって当該経費の財源に充てるために起こした地方債の償還年限が建設改良費の財源に充てるために起こした地方債又は負担金に係る施設の耐用年数の範囲内であるもの

イ　供用開始後の施設に係る地方債の元金償還金（公共的団体等が建設した供用開始後の施設に係る負担金（割賦支払の方法によるものに限る。）のうち元金償還金に準ずる経費を含む。ロにおいて同じ。）と当該施設の減価償却費相当額との差額に相当する経費

ロ　建設改良費の財源に充てるために起こした地方債の元金償還金（イに掲げるものを除く。）

五　災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費

六　独立行政法人水資源機構の負担金（割賦支払の方法によるものに限る。）の繰上償還のために要する経費

（地方債の届出を要しない場合）

第１３条　法第５条の３第６項ただし書に規定する総務省令で定める場合は、第１条各号に掲

げる場合（同条第７号に掲げる場合にあっては、令第７条各号に掲げる資金以外の資金による地方債に係る場合に限る。）とする。

（市町村の廃置分合等があった場合の地方債の元利償還金等の算定方法）

第１４条　当該年度の初日の属する年の３年前の年の４月１日の属する年度の中途において市町村（特別区を含む。以下同じ。）の廃置分合又は境界変更（以下「廃置分合等」という。）により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の４年前の年の４月１日の属する年度における法第５条の３第４項第１号に規定する地方債の元利償還金の額及び準元利償還金の額並びに地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額（以下この条において「地方債の元利償還金の額等」という。）の算定方法は、次に定めるところによる。

一　廃置分合によって２以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の初日の属する年の４年前の年の４月１日の属する年度の地方債の元利償還金の額等をそれぞれ合算するものとする。

二　廃置分合によって１の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によって区域を減じた市町村については、当該廃置分合又は境界変更後の当該市町村が当該年度の初日の属する年の４年前の年の４月１日の属する年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合又は境界変更の際実質上地方債の元利償還金の額等を分割して承継した額の割合に応ずるように当該年度の初日の属する年の４年前の年の４月１日の属する年度の当該廃置分合又は境界変更前の市町村の地方債の元利償還金の額等をそれぞれ按（あん）分するものとする。

三　境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の当該年度の初日の属する年の４年前の年の４月１日の属する年度の地方債の元利償還金の額等に、当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が当該年度の初日の属する年の４年前の年の４月１日の属する年度の末日に存在していたものとみなし、当該境界変更の際実質上地方債の元利償還金の額等を分割して承継した額の割合に応ずるように当該境界変更に係る市町村の当該年度の初日の属する年の４年前の年の４月１日の属する年度の地方債の元利償還金の額等を按分して得た額を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

２　当該年度の前々年度から当該年度までのいずれかの年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の４年前の年の４月１日の属する年度以後当該市町村の廃置分合等の日の属する年度の前年度までの各年度（以下この項において「廃置分合等年度前までの各年度」という。）における地方債の元利償還金の額等の算定方法は、次に定めるところによる。

一　廃置分合によって２以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の廃置分合等年度前までの各年度に係る地方債の元利償還金の額等を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

二　廃置分合によって１の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によって区域を減じた市町村については、当該廃置分合又は境界変更後の当該市町村が廃置分合等年度前までの各年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合又は境界変更の際実質上地方債の元利償還金の額等を分割して承継した額の割合に応ずるように当該廃置分合又は境界変更前の市町村の地方債の元利償還金の額等を各年度ごとにそれぞれ按分するものとする。

三　境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の廃置分合等年度前までの各年度の地方債の元利償還金の額等に、当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が廃置分合等年度前までの各年度の末日に存在していたものとみなし、当該境界変更の際実質上地方債の元利償還金の額等を分割して承継した額の割合に応ずるように当該境界変更に係る市町村の廃置分合等年度前までの各年度の地方債の元利償還金の額等を按分して得た額を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

（市町村の廃置分合等があった場合の普通交付税の額等の算定方法）

第１４条の２　当該年度の初日の属する年の４年前の年の４月１日の属する年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の４年前の年の４月１日の属する年度の地方交付税法の規定に基づく普通交付税の額、基準財政収入額並びに特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び地方揮発油譲与税（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市（附則第２条第２項第２号及び第３号並びに第２条の１４において「指定都市」という。）にあっては、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税及び石油ガス譲与税）の収入見込額並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額（以下「普通交付税の額等」という。）の算定方法は、次に定めるところによる。

一　廃置分合によって２以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の初日の属する年の４年前の年の４月１日の属する年度の普通交付税の額等を合算するものとする。

二　廃置分合によって１の市町村の区域を分割した市町村については、当該市町村が当該年度の初日の属する年の４年前の年の４月１日の属する年度の４月１日に存在したものと仮定して地方交付税法第９条第２号の規定の例により計算した当該年度の初日の属する年の４年前の年の４月１日の属する年度の普通交付税の額等とする。

三　境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の当該年度の初日の属する年の４年前の年の４月１日の属する年度の普通交付税の額等に当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が当該年度の初日の属する年の４年前の年の４月１日の属する年度の４月１日に存在したものと仮定して地方交付税法第９条第２号の規定の例により計算した当該年度の初日の属する年の４年前の４月１日の属する年度の普通交付税の額等をそれぞれ合算するものとする。

四　境界変更によって区域を減じた市町村については、当該境界変更後の当該市町村が当該

年度の初日の属する年の４年前の年の４月１日の属する年度の４月１日に存在したものと仮定して地方交付税法第９条第２号の規定の例により計算するものとする。

２　当該年度の初日の属する年の３年前の年の４月１日の属する年度から当該年度までのいずれかの年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の４年前の年の４月１日の属する年度以後当該市町村の廃置分合等の日の属する年度までの各年度（当該年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の４年前の年度の４月１日の属する年度以後当該市町村の廃置分合等の日の属する年度の前年度までの各年度。以下この項において「廃置分合等年度までの各年度」という。）における当該市町村の普通交付税の額等の算定方法は、次に定めるところによる。

一　廃置分合によって２以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、廃置分合等年度までの各年度に係る普通交付税の額等を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

二　廃置分合によって１の市町村の区域を分割した市町村については、当該市町村が廃置分合等年度までの各年度の４月１日に存在したものと仮定して地方交付税法第９条第２号の規定の例によりそれぞれ計算するものとする。

三　境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の廃置分合等年度までの各年度の普通交付税の額等に当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が廃置分合等年度までの各年度の４月１日に存在したものと仮定して地方交付税法第９条第２号の規定の例により計算した普通交付税の額等を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

四　境界変更によって区域を減じた市町村については、当該境界変更後の当該市町村が廃置分合等年度までの各年度の４月１日に存在したものと仮定して地方交付税法第９条第２号の規定の例により計算するものとする。

（市町村の廃置分合等があった場合の実質赤字額の算定方法）

第１４条の３　当該年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、法第５条の３第４項第２号に規定する実質赤字額（以下この条において「実質赤字額」という。）の算定方法は、次に定めるところによる。

一　廃置分合によって２以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の前年度の法第５条の３第４項第２号に規定する歳入（令第１４条により算定した歳入をいう。以下この条において同じ。）又は歳出（令第１４条により算定した歳出をいう。以下この条において同じ。）をそれぞれ合算したものを当該市町村の当該年度の前年度の歳入又は歳出とみなして、歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てるべき額並びに実質上歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べるべき額及

び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越すべき額を求め、当該市町村の実質赤字額を算定するものとする。

二　廃置分合によって１の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によって区域を減じた市町村については、当該廃置分合又は境界変更後の当該市町村が当該年度の前年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合又は境界変更の際実質上歳入が歳出に不足した額を分割して承継した額の割合に応ずるように当該廃置分合又は境界変更前の市町村の実質赤字額を按分するものとする。

三　境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の実質赤字額に、当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が当該年度の前年度の末日に存在していたものとみなし、当該境界変更の際実質上歳入が歳出に不足した額を分割して承継した額の割合に応ずるように当該境界変更に係る市町村の実質赤字額を按分して得た額を合算するものとする。

２　当該年度の前年度又は当該年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、地方自治法第２３３条第１項の規定により令第１０条に規定する一般会計等の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における当該年度の前年度の実質赤字額の算定方法は、次に定めるところによる。

一　廃置分合によって２以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の前々年度の法第５条の３第４項第２号に規定する歳入又は歳出をそれぞれ合算したものを当該市町村の当該年度の前々年度の歳入又は歳出とみなして、歳入が歳出に不足するため当該年度の前年度の歳入を繰り上げてこれに充てるべき額並びに実質上歳入が歳出に不足するため、当該年度の前々年度に支払うべき債務でその支払を当該年度の前年度に繰り延べるべき額及び当該年度の前々年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度の前年度に繰り越すべき額を求め、当該市町村の当該年度の前年度の実質赤字額を算定するものとする。

二　廃置分合によって１の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によって区域を減じた市町村については、当該廃置分合又は境界変更後の当該市町村が当該年度の前々年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合又は境界変更の際実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足した額を分割して承継した額の割合に応ずるように当該廃置分合又は境界変更前の市町村の当該年度の前年度の実質赤字額を按分するものとする。

三　境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の当該年度の前年度の実質赤字額に、当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が当該年度の前々年度の末日に存在していたものとみなし、当該境界変更の際実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足した額を分割して承継した額の割合に応ずるように当該境界変更に係る市町村の当該年度の前年度の実質赤字額を按分して得た額を合算するものとする。

（市町村の廃置分合等があった場合の連結実質赤字比率の算定方法）

第１４条の４　当該年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、法第５条の３第４項第３号に規定する連結実質赤字比率（次項において「連結実質赤字比率」という。）の算定方法は、次に定めるところによる。

一　廃置分合によって２以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号。以下「健全化法」という。）第２条第２号イからニまでに掲げる額をそれぞれ合算したものを当該市町村の同号イからニまでに掲げる額とみなして算定した当該市町村の同号に規定する連結実質赤字額（以下この条において「連結実質赤字額」という。）を第１４条の２の規定により算定した同条に規定する普通交付税の額等に基づき算定した当該年度の前年度の標準財政規模の額（以下この条及び次条において「標準財政規模の額」という。）で除して得た数値

二　廃置分合によって１の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によって区域を減じた市町村については、当該廃置分合又は境界変更後の当該市町村が当該年度の前年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合又は境界変更の際実質上健全化法第２条第２号イ及びロに掲げる額の合算額が同号ハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を分割して承継した額の割合に応ずるように当該廃置分合又は境界変更前の市町村の連結実質赤字額を按分して得た額を当該年度の前年度の標準財政規模の額で除して得た数値

三　境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の健全化法第２条第２号イ及びロに掲げる額の合算額が同号ハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額に、当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が当該年度の前年度の末日に存在していたものとみなし、当該境界変更の際実質上健全化法第２条第２号イ及びロに掲げる額の合算額が同号ハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を分割して承継した額の割合に応ずるように当該境界変更に係る市町村の連結実質赤字額を按分して得た額を合算して得た額を当該年度の前年度の標準財政規模の額で除して得た数値

２　当該年度の前年度又は当該年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、地方自治法第２３３条第１項の規定により令第１０条に規定する一般会計等の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における当該年度の前年度の連結実質赤字比率の算定方法は、次に定めるところによる。

一　廃置分合によって２以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の前年度の健全化法第２条第２号イからニまでに掲げる額をそれぞれ合算したものを当該市町村の当該年度の前年度の同号イからニまでに掲げる額とみなして算定した当該市町村の当該年度の前年度の連結実質赤字額を当該年度の前々年度の標準財政規模の額で除して得た数値

二　廃置分合によって１の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によって区域を減じた市町村については、当該廃置分合又は境界変更後の当該市町村が当該年度の前々年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合又は境界変更の際実質上当該年度の前年度の健全化法第２条第２号イ及びロに掲げる額の合算額が当該年度の前年度の同号ハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を分割して承継した額の割合に応ずるように当該廃置分合又は境界変更前の市町村の当該年度の前年度の連結実質赤字額を按分して得た額を当該年度の前々年度の標準財政規模の額で除して得た数値

三　境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の当該年度の前年度の健全化法第２条第２号イ及びロに掲げる額の合算額が当該年度の前年度の同号ハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額に、当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が当該年度の前々年度の末日に存在していたものとみなし、当該境界変更の際実質上当該年度の前年度の健全化法第２条第２号イ及びロに掲げる額の合算額が当該年度の前年度の同号ハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を分割して承継した額の割合に応ずるように当該境界変更に係る市町村の当該年度の前年度の連結実質赤字額を按分して得た額を合算して得た額を当該年度の前々年度の標準財政規模の額で除して得た数値

（市町村の廃置分合等があった場合の将来負担比率の算定方法）

第１４条の５　当該年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、法第５条の３第４項第４号に規定する将来負担比率（次項において「将来負担比率」という。）の算定方法は、次に定めるところによる。

一　廃置分合によって２以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の健全化法第２条第４号イからルまでに掲げる額をそれぞれ合算したものを当該市町村の同号イからルまでに掲げる額とみなして算定した当該市町村の同号イからチまでに掲げる額の合算額から同号リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を当該年度の前年度の標準財政規模の額から第１４条の２の規定により算定した同条に規定する算入公債費の額及び算入準公債費の額（以下この条において「算入公債費等の額」という。）を控除した額で除して得た数値

二　廃置分合によって１の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によって区域を減じた市町村については、当該廃置分合又は境界変更後の当該市町村が当該年度の前年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合又は境界変更の際実質上健全化法第２条第４号イからチまでに掲げる額の合算額から同号リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を分割して承継した額の割合に応ずるように按分して得た同号イからチまでに掲げる額の合算額から同号リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を当該年度の前年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値

三　境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の健全化法第２条第４号イからチまでに掲げる額の合算額が同号リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額に、当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が当該年度の前年度の末日に存在していたものとみなし、当該境界変更の際実質上同号イからチまでに掲げる額の合算額が同号リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を分割して承継した額の割合に応ずるように当該境界変更に係る市町村の同号イからチまでに掲げる額の合算額が同号リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を按分して得た額を合算して得た額を当該年度の前年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値

２　当該年度の前年度又は当該年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、地方自治法第２３３条第１項の規定により令第１０条に規定する一般会計等の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における当該年度の前年度の将来負担比率の算定方法は、次に定めるところによる。

一　廃置分合によって２以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の前年度の健全化法第２条第４号イからルまでに掲げる額をそれぞれ合算したものを当該市町村の当該年度の前年度の同号イからルまでに掲げる額とみなして算定した当該市町村の当該年度の前年度の同号イからチまでに掲げる額の合算額から当該年度の前年度の同号リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を当該年度の前々年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値

二　廃置分合によって１の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によって区域を減じた市町村については、当該廃置分合又は境界変更後の当該市町村が当該年度の前々年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合又は境界変更の際実質上当該年度の前年度の健全化法第２条第４号イからチまでに掲げる額の合算額から当該年度の前年度の同号リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を分割して承継した額の割合に応ずるように按分して得た当該年度の前年度の同号イからチまでに掲げる額の合算額から当該年度の前年度の同号リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を当該年度の前々年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値

三　境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の当該年度の前年度の健全化法第２条第４号イからチまでに掲げる額の合算額が当該年度の前年度の同号リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該越超える額に、当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が当該年度の前々年度の末日に存在していたものとみなし、当該境界変更の際実質上当該年度の前年度の同号イからチまでに掲げる額の合算額が当該年度の前年度の同号リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合にお

ける当該超える額を分割して承継した額の割合に応ずるように当該境界変更に係る市町村の当該年度の前年度の同号イからチまでに掲げる額の合算額が当該年度の前年度の同号リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を按分して得た額を合算して得た額を当該年度の前々年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値

（協議書の様式）

第１６条　令第２条第２項の協議書の様式は、別記様式第１号及び別記様式第４号のとおりとする。

２　地方公共団体は、法第５条の３第１項の規定による協議を行う際に既に別記様式第４号を提出した場合であって、その内容に変更がないときは、当該様式の提出を行わないことができる。

（届出書の様式）

第１６条の２　令第１７条第２項の届出書の様式は、別記様式第２号及び別記様式第４号のとおりとする。

２　地方公共団体は、法第５条の３第６項の規定による届出を行う際に既に別記様式第４号を提出した場合であって、その内容に変更がないときは、当該様式の提出を行わないことができる。

（申請書の様式）

第１７条　令第２１条第２項及び第２８条第１項の申請書の様式は、別記様式第３号及び別記様式第４号のとおりとする。

２　地方公共団体は、法第５条の４第１項又は第３項から第５項までに規定する許可を申請する際に既に別記様式第４号を提出した場合であって、その内容に変更がないときは、当該様式の提出を行わないことができる。

（令第４３条第５項の総務省令で定める記録）

第１８条　令第４３条第５項の総務省令で定める記録は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製するファイルに記録されるものとする。

附　則（抄）

（法第３３条の５の３の額の算定方法）

第１条の２　法第３３条の５の３に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

一　都道府県　イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ　当該年度の地方交付税法第１４条の規定により算定した基準財政収入額の算定基礎

となった道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに特別法人事業譲与税の収入見込額に７５分の１００を乗じて得た額から当該年度の道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに特別法人事業譲与税の収入額（利子割の収入額については地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第７１条の２６の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）の交付額を控除した額とし、法人の行う事業に対する事業税の収入額については同法第７２条の７６又は第７３４条第４項の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。）の交付額を控除した額とする。）（法第３３条の５の１２に規定する総務省令で定めるところにより算定した額のうち特別法人事業譲与税に係る額を除く。）をそれぞれ控除した額（当該額が負数となるときは、零）の合算額

ロ　当該年度の道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに特別法人事業譲与税の減収補填のため当該年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債（法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）（法第５条ただし書の規定により地方債をもってその財源とすることができる経費に係るものに限る。）の額

二　市町村及び特別区　イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ　当該年度の地方交付税法第１４条の規定により算定した基準財政収入額の算定基礎となった市町村民税の法人税割、利子割交付金及び法人事業税交付金の収入見込額に７５分の１００を乗じて得た額から当該年度の市町村民税の法人税割、利子割交付金及び法人事業税交付金の収入額（法第３３条の５の１２に規定する総務省令で定めるところにより算定した額のうち利子割交付金及び法人事業税交付金に係る額を除く。）をそれぞれ控除した額（当該額が負数となるときは、零）の合算額

ロ　当該年度の市町村民税の法人税割、利子割交付金及び法人事業税交付金の減収補填のため当該年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債（法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）（法第５条ただし書の規定により地方債をもってその財源とすることができる経費に係るものに限る。）の額

（法第３３条の５の８の計画に定める事項）

第２条の９　法第３３条の５の８に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　地方公共団体における公共施設等（法第３３条の５の８に規定する公共施設等をいう。次号において同じ。）の現況及び将来の見通し

二　地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

（法第３３条の５の９及び第３３条の５の１０の額の算定方法）

第２条の１０　法第３３条の５の９及び第３３条の５の１０に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

一　当該年度に地方交付税法第１０条第１項の規定による普通交付税（以下次号において「普通交付税」という。）の交付を受けない地方公共団体　次のイ又はロに掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ　都道府県　⑴に掲げる額に⑵に掲げる額を加えた額

⑴　当該年度の特別法人事業税の収入見込額に当該年度の前々年度の法人の事業税の収入額の決算額（地方税法第１条第１項第５号に規定する標準税率相当分に限る。以下この号において「法人事業税の決算額」という。）の総額に対する当該都道府県の当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の割合を乗じて得た額と当該年度の地方法人特別税の収入見込額に当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の総額に対する当該都道府県の当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の割合を乗じて得た額との合算額から当該年度の特別法人事業譲与税の収入見込額（当該年度において特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成３１年法律第４号。以下この号において「特別法人事業税法」という。）第２０条第２項第２号に規定する財源超過団体がある場合には、財源超過団体にあっては（ｉ）に掲げる額とし、同項第３号に規定する財源不足団体にあっては（ⅱ）に掲げる額とする。）を控除した額（当該額が負数となるときは、零）

（ｉ）特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行規則（平成３１年総務省令第４１号）第２条に規定する特別法人事業譲与税の収入見込額を同令第１条に規定する人口（以下この号において同じ。）で按分した額（以下この号において「特別法人事業譲与税収入見込額」という。）から特別法人事業譲与税収入見込額の１００分の７５に相当する額（当該額が当該財源超過団体に係る特別法人事業税法第３０条第２項第４号に規定する財源超過額を超える場合には、当該財源超過額とする。）を控除した額

（ⅱ）当該財源不足団体に係る特別法人事業譲与税収入見込額に財源超過団体における（ｉ）に規定する控除した額の合算額を各財源不足団体の人口で按分した額を加えた額

⑵　（ｉ）に掲げる額から（ⅱ）に掲げる額を控除した額（当該額が負数となるときは、零）

（ｉ）　次の算式により算定した地方税法等の一部を改正する法律（平成２６年法律第４号。以下この号において「平成２６年地方税法等改正法」という。）及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成２８年法律第１３号。以下この号において「平成

２８年地方税法等改正法」という。）の施行による当該年度の道府県民税（地方税法第４条第２項第１号に掲げる税のうち第７３４条第２項に規定する都民税を含む。以下同じ。）の法人税割の減収額と地方税法第７２条の７６及び第７３４条第４項の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下この号において「法人事業税交付金」という。）の交付額の合算額

算式

Ａ×Ｂ×Ｃ＋Ｄ×Ｅ×Ｆ

算式の符号

Ａ　当該年度の道府県民税の法人税割の収入見込額

Ｂ　４

Ｃ　当該年度の前々年度の道府県民税の法人税割の決算額（地方税法第１条第５号に規定する標準税率相当分に限る。以下この号において「道府県民税の法人税割の決算額」という。）の総額に対する当該都道府県の当該年度の前々年度の道府県民税の法人税割の決算額の割合

Ｄ　当該年度の法人事業税の収入見込額

Ｅ　１００分の７．７

Ｆ　当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の総額に対する当該都道府県の当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の割合

（ⅱ）　次の算式により算定した社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成２４年法律第６９号。以下この号において「抜本改革法」という。）の施行による当該年度の地方消費税の増収額（以下次号において「地方消費税増収額」という。）

算式

Ａ×Ｂ×Ｃ×ⅰ／ⅱ－Ｄ

算式の符号

Ａ　当該年度の地方消費税の収入見込額

Ｂ　２２分の１２

Ｃ　当該年度の前々年度の地方消費税の決算額の総額に対する当該都道府県の当該年度の前々年度の地方消費税の収入額（地方税法第７２条の１１４の規定による清算後の額をいう。）の割合

Ｄ　地方消費税の収入額のうち持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成２５年法律第１０２号）第２章に規定する制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に係るもの（以下この号において「社会保障関係分」という。）に活用する額として総務大臣が調査した額

ロ　市町村（特別区を含む。以下同じ。）　⑴に掲げる額から⑵に掲げる額を控除した額（当該額が負数となるときは、零）

⑴　次の算式により算定した平成２６年地方税法等改正法及び平成２８年地方税法等改正法の施行による当該年度の市町村民税（地方税法第５条第２項第１号に掲げる税のうち第７２４条第２項に規定する都民税を含む。以下同じ。）の法人税割の減収額

算式

Ａ×Ｂ×Ｃ

算式の符号

Ａ　当該年度の市町村民税の法人税割の収入見込額

Ｂ　６分の６．３

Ｃ　当該年度の前々年度の市町村民税の法人税割の決算額（地方税法第１条第５号に規定する標準税率相当分に限る。以下この号において「市町村民税の法人税割の決算額」という。）の総額に対する当該市町村の当該年度の前々年度の市町村民税の法人税割の決算額の割合

⑵　次の算式により算定した抜本改革法の施行による当該年度の地方税法第７２条の１１５第２項の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下この号において「地方消費税交付金」という。）の増収額（以下次号において「地方消費税交付金増収額」という。）及び法人事業税交付金の収入額の合算額

算式

Ａ×Ｂ×Ｃ×ｉ／ⅱ－Ｄ＋Ｅ×Ｆ×Ｇ×Ｈ

算式の符号

Ａ　当該年度の地方消費税の収入見込額

Ｂ　２２分の１２

Ｃ　当該年度の前々年度の地方消費税の決算額の総額に対する当該市町村の当該年度の前々年度の地方消費税交付金の決算額の割合

Ｄ　地方消費税交付金の収入額のうち社会保障関係分に活用する額として総務大臣が調査した額

Ｅ　当該年度の法人事業税の収入見込額

Ｆ　１００分の７．７

Ｇ　当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の総額に対する当該都道府県の当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の割合

Ｈ　各市町村の従業者数で按分する率

二　当該年度に普通交付税の交付を受ける地方公共団体　次のイ又はロに掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ　都道府県　⑴又は⑵に掲げる額

⑴　当該年度の普通交付税の額が前号イに定める額に１００分の７５を乗じて得た額から地方消費税増収額に１００分の２５を乗じて得た額を控除した額（以下この号において「都道府県普通交付税補てん額」という。）に満たない都道府県　前号イに定める額から当該年度の普通交付税の額を控除した額

⑵　当該年度の普通交付税の額が都道府県普通交付税補てん額以上である都道府県　前号イに定める額と地方消費税増収額との合算額に１００分の２５を乗じて得た額

ロ　市町村　⑴又は⑵に掲げる額

⑴　当該年度の普通交付税の額が前号ロに定める額に１００分の７５を乗じて得た額から地方消費税交付金増収額に１００分の２５を乗じて得た額を控除した額（以下この号において「市町村普通交付税補てん額」という。）に満たない市町村　前号ロに定める額から当該年度の普通交付税の額を控除した額

⑵　当該年度の普通交付税の額が市町村普通交付税補てん額以上である市町村　前号ロに定める額と地方消費税交付金増収額との合算額に１００分の２５を乗じて得た額

（法第３３条の５の１１の施設）

第２条の１１　法第３３条の５の１１に規定する総務省令で定める施設は、国民の生命、身体及び財産を災害から保護するためのものであって、次に掲げるものとする。

一　土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第２条第２項第１号に規定する土地改良施設（以下この条において「土地改良施設」という。）であるダム

二　土地改良施設のうち貯水能力を有する施設であって堤体を有しないもの

三　土地改良施設のうち排水機能を有する農業用用排水施設

（法第３３条の５の１１の計画に定める事項）

第２条の１２　法第３３条の５の１１に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第３３条の５の１１に規定する河川等におけるしゅんせつ等に係る事業（以下この条において「しゅんせつ等事業」という。）の実施箇所

二　しゅんせつ等事業の防災上及び減災上の緊急性

三　しゅんせつ等事業の事業量の目標

四　しゅんせつ等事業の実施期間

（法第３３条の５の１１の経費）

第２条の１３　法第３３条の５の１１に規定する経費のうち総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　地方公共団体が所有又は管理している施設において、地方公共団体が実施する事業に要する経費（第３号及び第４号に掲げるものを除く）

二　公共的団体が所有又は管理している施設において、公共的団体が実施する事業に係る負担又は助成に要する経費（第３号及び第４号に掲げるものを除く）

三　地方公共団体が所有しかつ公共的団体が管理する施設において、地方公共団体が実施する事業に要する経費及び公共的団体が実施する事業に係る負担又は助成に要する経費

四　公共的団体が所有しかつ地方公共団体が管理する施設において、地方公共団体が実施する事業に要する経費及び公共的団体が実施する事業に係る負担又は助成に要する経費

（法第３３条の５の１４の事業）

第２条の１６　法第３３条の５の１４に規定する事業で総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　住民に対して提供するサービスに係る業務（内部管理に関するものを除く。）において当該住民の利便性の向上のために必要な情報システムの導入又は改修（当該情報システムに関連する情報システムの導入又は改修を含む。次号及び第４号において同じ。）に係る事業

二　行政運営の効率化を図るために地方公共団体が共同して調達を行う情報システムの導入又は改修に係る事業

三　サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成２６年法律第１０４号）第２条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保のために必要な情報システムの導入又は改修に係る事業

四　地域社会の諸課題として次に掲げるもの（次号及び附則第２条の１８第４号において「地域社会の諸課題」という。）を解決するために必要な情報システムの導入又は改修に係る事業（特定の者の利益を目的とするものを除く。）

イ　移住及び定住並びに地域間交流の促進

ロ　農林水産業、観光産業、商工業その他の地域産業の生産性の向上

ハ　日常的な移動のための交通手段の確保

ニ　生活環境の維持及び管理

ホ　子育て環境の確保

ヘ　保健及び福祉の向上

ト　医療の確保

五　次に掲げる情報通信機器の購入に係る事業

イ　住民に対して提供するサービスにおいて当該住民の利便性の向上のために当該住民又は当該サービスを提供する職員が利用するもの（内部管理に関するものを除く。）

ロ　地域社会の諸課題を解決するために必要なもの（特定の者の利益を目的とするものを除く。）

（法第３３条の５の１４の計画に定める事項）

第２条の１７　法第３３条の５の１４に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　情報通信技術の活用の推進に関する基本的な方針

二　情報システム又は情報通信機器の整備に係る事業の実施期間、事業費その他の事業内容

三　情報システム又は情報通信機器の整備に係る事業の効果

（法第３３条の５の１４の経費）

第２条の１８　法第３３条の５の１４に規定する経費のうち総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　地方公共団体（法第５条第１号に規定する公営企業（第３号において「公営企業」という。）を除く。）が実施する附則第２条の１６各号に掲げる事業に要する経費（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年法律第４０号）第２条第３項に規定する地方公共団体情報システムの標準化のために必要な経費を除く。）

二　地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人（同法第２１条第３号に掲げる業務を行うもの（次号において「公営企業型地方独立行政法人」という。）を除く。）が実施する附則第２条の１６各号に掲げる事業に係る負担又は助成に要する経費

三　公営企業及び公営企業型地方独立行政法人が実施する附則第２条の１６第１号及び第５号イに掲げる事業（地方自治法の一部を改正する法律（令和６年法律第６５号）による改正後の地方自治法第２４３条の２の７第２項に規定する特定収納事務に係るものに限る。）並びに附則第２条の１６第３号、第４号及び第５号ロに掲げる事業に係る負担又は助成に要する経費

四　法第５条第５号に規定する公共的団体、令第１条に規定する法人その他地域社会の諸課題に取り組む団体として総務大臣が認めるものが実施する附則第２条の１６第４号及び第５号ロに掲げる事業に係る負担又は助成に要する経費

（地方債の特例の対象となる公営企業のサービスの見直し等による廃止に係る経費）

第２条の１９　法第３３条の５の１５第２項第１号に規定する総務省令で定める経費は、次に掲げるもののうち、当該公営企業の廃止に際して公営企業の資産の処分による収入をもって充てることができると見込まれる部分以外の部分の金額に相当する経費とする。

一　当該公営企業に係る施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費

二　当該公営企業に要する経費の財源に充てるために起こした地方債の繰上償還に要する経費

三　当該公営企業の一時借入金の償還に要する経費

四　当該公営企業の職員の退職手当の支給に要する経費

五　当該公営企業が行う業務に相当する業務を行う移行型地方独立行政法人である公営企業型地方独立行政法人の設立に際して必要となる資金その他の財産の出えんに要する経費（当該経費に相当する経費であって当該移行型地方独立行政法人の成立の日までに一般会計又は他の特別会計において負担するものを含む。）

六　国又は他の地方公共団体から交付された当該公営企業の業務に係る補助金、負担金、利子補給金、その他相当の反対給付を伴わない給付金の返還に要する経費

（地方債の特例の対象となる組合が経営する公営企業のサービスの見直し等による廃止に係る経費）

第２条の２０　法第３３条の５の１５第２項第２号に規定する総務省令で定めるものは、当該地方公共団体が当該公営企業を経営する地方公共団体の組合に対して交付する負担金又は補助金のうち、関係地方公共団体の協議により同項第１号に規定する経費に相当する経費の財源に充てるものとして当該地方公共団体が負担するものと定められたものとする。

（サービスの提供の在り方の見直し等による公営企業の廃止に係る地方債について許可を要しない場合）

第２条の２１　第１条各号（第１号を除く。）の規定は、法第３３条の５の１５第３項ただし書に規定する総務省令で定める場合について準用する。

（法第３３条の５の１５第５項の申請書に定める事項）

第２条の２２　法第３３条の５の１５第５項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　実質公債費比率（法第５条の３第４項第１号に規定する実質公債費比率をいう。次号において同じ。）及び将来負担比率（健全化法第２条第４号に規定する将来負担比率をいう。次号において同じ。）の将来の見通し

二　実質公債費比率及び将来負担比率を抑制するために必要な措置

三　法第３３条の５の１５第２項第１号に規定する行為に伴って当該地方公共団体の一般会計又は他の特別会計に属することとなった財産及び同項第２号に規定する行為に伴って当該地方公共団体の所有に属することとなった財産の管理及び処分に関する方針

（地方債の特例の対象となる石綿健康等被害防止事業）

第３条　法第３３条の６の３に規定する石綿による人の健康又は生活環境に係る被害の防止に資する事業で総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　地方公共団体が設置する特定施設（石綿を飛散させる原因となる建築材料が使用されている施設をいう。次号において同じ。）の解体、改造若しくは補修に係る事業で石綿の飛散の防止に係るもの又は石綿の飛散の防止のために必要な応急措置に係る事業（次号において「解体等事業」という。）

二　公共的団体又は令第１条に規定する法人が設置する特定施設の解体等事業に係る負担又は助成に係る事業

（臨時財政対策債を発行しない団体の特例）

第４条　法第５条の３第４項第１号に規定する実質公債費比率の算定における法第３３条の５の２第１項の規定により起こすことができることとされた地方債を発行しなかった地方公共団体における当該年度の第３条第１項の規定の適用については、当該地方債の発行可能額の合計額を同項に規定する当該年度の前年度の減債基金残高に加算することができる。

（建設改良費に準ずる経費に関する経過措置）

第６条　令第１５条第１項第１号イに規定する建設改良費に準ずる経費として総務省令で定めるものは、第１２条各号に定める経費のほか、次に掲げるものとする。

一　令和９年度までの間における令和４年度末までに供用を開始した地下高速鉄道の路線を有する地方公共団体が平成２２年度までに起こした地下鉄事業債（建設改良費の財源に充てるために起こしたものに限る。）の利子（第１２条第２号に規定する建設中の施設に係る地方債の利子を除く。）

二　令和１０年度までの間における地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２条第２項に規定する財務規定等の適用に要する経費（令和１１年４月１日までに同項に規定する財務規定等を適用した場合には、その適用した日の属する年度から当該年度の翌々年度までの間における会計処理及び財務諸表の作成等に要する経費を含む。）

三　令和８年度までの間における大規模下水道管路特別重点調査等事業実施要綱（令和７年３月１８日付け国水下第５２号）に規定する下水道管路の緊急調査（第５号において「緊急調査」という。）に要する経費

四　令和１１年度までの間における住民の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の効率化又は地域社会の諸課題の解決に寄与する情報システム又は情報通信機器の整備に係る事業に要する経費

五　令和１２年度までの間における緊急調査の結果に基づき対策が必要とされた大規模下水道管路の修繕に要する経費

様式第一号

起　債 { 協　議 / 変更協議 } 書

地方公共団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：百万円）

地方債計画事業区分	起債の目的（事業名）	起債対象事業費	左の財源内訳				充当率（%）	起債協議額	起債の方法	借入条件				資金区分				備考
			国庫支出金	その他特定財源	地方債	一般財源				借入先	年利率（%）	償還年限	左のうち据置期間					
合計																		

備考　1　協議の内容に応じ、標題の「協議」又は「変更協議」のいずれかに〇を付けること。また、協議と変更協議を同時に行おうとする場合は、起債協議書と起債変更協議書を別様とすること。

2　起債の目的（事業名）の欄については、同意等基準（法第5条の3第10項に規定する基準をいう。）で定める協議の単位ごとに記載すること。

3　起債の方法の欄には、証書借入及び証券発行（募集、売出、交付）の別を記載すること。

4　証券発行の場合においては、「証券発行の場合において、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債協議額に加えた金額に至るまで発行できるものとする」旨を備考の欄に記載すること。

5　償還年限の欄について、満期一括償還方式をとるものについては、年限の下に（　）書で「満期一括償還」と記入すること。この場合、左のうち据置期間の欄は空欄とすること。

6　年利率の欄には、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする際に定める利率について、上限利率を記載すること。

7　令第18条の2で定める公的資金以外の資金において、利率見直し方式や変動金利方式など利率が変動し得る契約を予定している場合には、備考の欄に利率に係る契約の予定内容を記載すること。

8　令第18条の2で定める公的資金以外の資金において、あらかじめ借換えを予定している場合には、備考の欄に借換え予定を記載すること。

9　令第18条の2で定める公的資金において、利率見直し方式を選択している場合の年利率の欄については、利率の下に（　）書で「利率見直し」と記載すること。

10　当該協議に係る地方債の予算議決日等その他参考になる事項を備考の欄に記載すること。なお、書き切れない場合には、別様として添付すること。

11　借換えを目的とする場合は、起債の目的（事業名）の欄については、「借換債」と記載するとともに、借換えに係る既同意債の同意書及び起債協議書の写し、既届出債の起債届出書の写し又は既許可債の許可書及び起債許可申請書の写しを添付すること。

12　起債の変更協議を行う場合は、当初の協議、届出又は許可申請に係る数値等を今回の変更後の数値の上側に（　）書で記載することとし、変更協議を行う理由を備考の欄に簡潔に記載すること。

様式第二号

起　債　{ 届　出 / 変更届出 }　書

地方公共団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：百万円）

地方債計画事業区分	起債の目的（事業名）	起債対象事業費	左の財源内訳				充当率（%）	起債届出額	起債の方法	借入条件				資金区分				同意等基準との関係	備考
			国庫支出金	その他特定財源	地方債	一般財源				借入先	年利率（%）	償還年限	左のうち据置期間						
合計																			

備考　1　申請の内容に応じ、標題の「届出」又は「変更届出」のいずれかに○を付けること。また、届出と変更届出を同時に行おうとする場合は、起債届出書と起債変更届出書を別様とすること。

2　起債の目的（事業名）の欄については、同意等基準（法第5条の3第10項に規定する基準をいう。）で定める協議の単位ごとに記載すること。

3　起債の方法の欄には、証書借入及び証券発行（募集、売出、交付）の別を記載すること。

4　証券発行の場合においては、「証券発行の場合において、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債届出額に加えた金額に至るまで発行できるものとする」旨を備考の欄に記載すること。

5　償還年限の欄について、満期一括償還方式をとるものについては、年限の下に（　）書で「満期一括償還」と記入すること。この場合、左のうち据置期間の欄は空欄とすること。

6　年利率の欄には、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする際に定める利率について、上限利率を記載すること。

7　令第18条の2で定める公的資金以外の資金において、利率見直し方式や変動金利方式など利率が変動し得る契約を予定している場合には、備考の欄に利率に係る契約の予定内容を記載すること。

8　令第18条の2で定める公的資金以外の資金において、あらかじめ借換えを予定している場合には、備考の欄に借換え予定を記載すること。

9　令第18条の2で定める公的資金において、利率見直し方式を選択している場合の年利率の欄については、利率の下に（　）書で「利率見直し」と記載すること。

10　同意等基準との関係の欄には、協議をしたならば同意等基準に照らして同意されることとなると認められるかどうかについての意見を記載すること。また、同意されることとなると認められないとの意見の場合には、その理由も記載すること。

11　当該届出に係る地方債の予算議決日等その他参考になる事項を備考の欄に記載すること。なお、書き切れない場合には、別様として添付すること。

12　借換えを目的とする場合は、起債の目的（事業名）の欄については、「借換債」と記載するとともに、借換えに係る既同意債の同意書及び起債協議書の写し、既届出債の起債届出書の写し又は既許可債の許可書及び起債許可申請書の写しを添付すること。

13　起債の変更届出を行う場合は、当初の協議、届出又は許可申請に係る数値等を今回の変更後の数値の上側に（　）書で記載することとし、変更届出を行う理由を備考の欄に簡潔に記載すること。

様式第三号

起　債 { 許　可 / 許可変更 } 申請書

地方公共団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：百万円）

地方債計画事業区分	起債の目的（事業名）	起債対象事業費	左の財源内訳				充当率（%）	起債申請額	起債の方法	借入条件				資金区分				備考
			国庫支出金	その他特定財源	地方債	一般財源				借入先	年利率（%）	償還年限	左のうち据置期間					
合計																		

備考　1　申請の内容に応じ、標題の「許可」又は「許可変更」のいずれかに○を付けること。また、許可申請と許可変更申請を同時に行おうとする場合は、起債許可申請書と起債許可変更申請書を別様とすること。

2　起債の目的（事業名）の欄については、同意等基準（法第5条の3第10項に規定する基準をいう。）で定める協議の単位ごとに記載すること。

3　起債の方法の欄には、証書借入及び証券発行（募集、売出、交付）の別を記載すること。

4　証券発行の場合においては、「証券発行の場合において、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債申請額に加えた金額に至るまで発行できるものとする」旨を備考の欄に記載すること。

5　償還年限の欄について、満期一括償還方式をとるものについては、年限の下に（　）書で「満期一括償還」と記入すること。この場合、左のうち据置期間の欄は空欄とすること。

6　年利率の欄には、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする際に定める利率について、上限利率を記載すること。

7　令第18条の2で定める公的資金以外の資金において、利率見直し方式や変動金利方式など利率が変動し得る契約を予定している場合には、備考の欄に利率に係る契約の予定内容を記載すること。

8　令第18条の2で定める公的資金以外の資金において、あらかじめ借換えを予定している場合には、備考の欄に借換え予定を記載すること。

9　令第18条の2で定める公的資金において、利率見直し方式を選択している場合の年利率の欄については、利率の下に（　）書で「利率見直し」と記載すること。

10　当該許可（許可変更）申請に係る地方債の予算議決日等その他参考になる事項を備考の欄に記載すること。なお、書き切れない場合には、別様として添付すること。

11　借換えを目的とする場合は、起債の目的（事業名）の欄については、「借換債」と記載するとともに、借換えに係る既同意債の同意書及び起債協議書の写し、既届出債の起債届出書の写し又は既許可債の許可書及び起債許可申請書の写しを添付すること。

12　起債の許可変更申請を行う場合は、当初の協議、届出又は許可申請に係る数値等を今回の変更後の数値の上側に（　）書で記載することとし、許可変更申請を行う理由を備考の欄に簡潔に記載すること。

様式第四号

起債 { 協議 / 届出 / 許可申請 } 書

地方公共団体名＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：百万円）

年間起債予定額		決算の状況等		
地方債計画事業区分	起債予定額	実質赤字額の状況		
		実質赤字額(A)	赤字限度額(B)	(B)−(A)
		実質公債費比率（%）の状況		
		年度	各年度ごとに得た数値（%）	
		実質公債費比率		
		連結実質赤字比率（%）の状況		
		将来負担比率（%）の状況		
		公営企業における資金不足比率（%）の状況		
		事業名	資金不足比率（%）	
		地方債の元利償還金の支払遅延の状況		
		有 ・ 無		
		支払遅延のおそれのあるものとしての指定の状況		
		有 ・ 無		
		協議をしなかったこと等による指定の状況		
		有 ・ 無		
		虚偽記載等による指定の状況		
		有 ・ 無		
		標準税率未満の状況		
		有 ・ 無		
		備考		
合計				
うち普通会計分				
公営企業会計等分				

備考　連結実質赤字比率（%）の状況、将来負担比率（%）の状況の欄については、届出を行う場合のみ記載すること。

・簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成１８年法律第４７号）（抄）

（公営企業金融公庫の在り方）

第７条　公営企業金融公庫は、平成２０年度において、廃止するものとし、地方公共団体のための資金調達を公営企業金融公庫により行う仕組みは、資本市場からの資金調達その他金融取引を活用して行う仕組みに移行させるものとする。

２　政府は、前項の移行の後の仕組みのために必要な財政基盤を確保するための措置を講ずるものとする。

（財政融資資金特別会計に係る見直し）

第３８条　財政融資資金特別会計においてその運用に関する歳入歳出を経理される財政融資資金については、その規模を将来において適切に縮減されたものとするため、同特別会計の負担において発行される公債の発行額を着実に縮減するとともに、その償還の計画を作成するものとする。

２　財政融資資金の地方公共団体に対する貸付けについては、第７条第１項の移行の状況を見極めつつ、段階的に縮減するものとする。